

令和6年度改訂版 多面的機能支払交付金の「活動の手引き」について

令和6年度に改訂された件数が僅かであったため、令和5年度改訂版 多面的機能支払交付金の「活動の手引き」の内容に追加、修正のあったページを掲載しました。

R6改訂箇所抜粋の該当ページを既存の令和5年度改訂版に追加、差し替えしてお読みいただきますようお願いいたします。

「多面的機能支払交付金の活動の手引き」（改訂箇所抜粋）

No	R6改訂箇所抜粋	改訂内容	令和5年度改訂版に対する対応
1	16 - 1 ページ	令和6年次会計実地検査における指摘事項を踏まえ、「活動の対象となる農用地の確認」及び「管理者が定められた施設の保全管理」を周知・指導するためのページを追加。	16 ページの後に追加
2	20 ページ	「組織の広域化・体制強化への支援」に係る経過措置を踏まえて注釈を修正。	20 ページを差替
3	28 ページ	「農村協働力の深化に向けた活動への支援」の廃止を踏まえて注釈を追記。	28 ページを差替
4	29 ページ	「組織の広域化・体制強化への支援」の廃止を踏まえて注釈を追記。	29 ページを差替
5	50 ページ	自己評価の方法に関する記載内容を修正。	50 ページを差替
6	71 - 1 ページ	参考情報として、優良事例集や解説動画等を紹介するためのページを追加。	71 ページの後に追加
7	71 - 2 ページ	同上	71 ページの後に追加
8	71 - 3 ページ	多面的機能支払交付金とSDGsの関わりを紹介するためのページを追加。	71 ページの後に追加

【令和6年次会計実地検査関係指導】

① 活動の対象となる農用地の確認

会計実地検査において、活動組織の対象農用地に交付金算定の対象とならない土地が含まれていることや地目の判断が適切ではないことが判明し、交付金の返還に至るケースが確認されています。

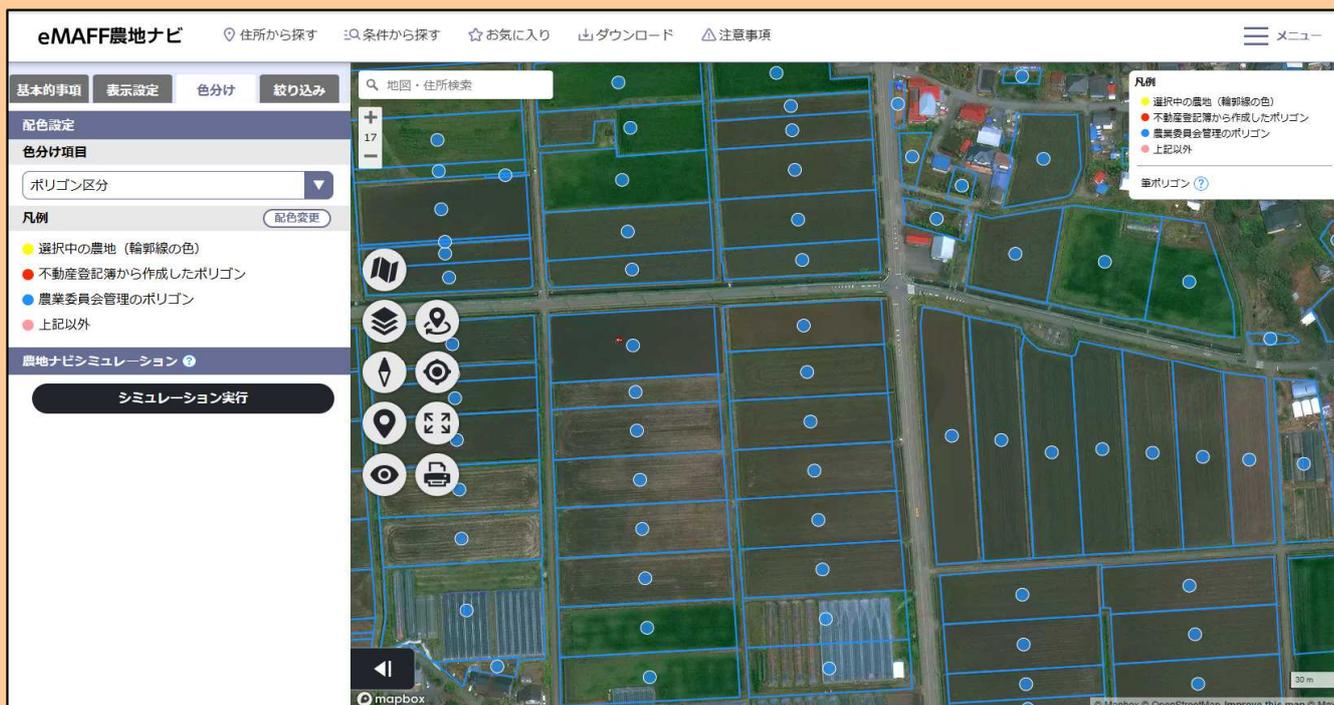
そのため、対象農用地に農地とは認められない土地が含まれることや地目の判断が適切でない状況とならないよう、見回りによる現地確認に加えて、衛星写真及び航空写真の閲覧サービス等も活用して対象農用地の設定を適切に実施してください。

また、対象農用地に農業関連施設等が存在するなど、農用地の判断に迷う場合等は、市町村に確認してください。

衛星写真閲覧サービスの一例

eMAFF農地ナビ (<https://map.maff.go.jp/>)

農業委員会等（農業委員会が置かれていない市町村を含む。）が備えている農地台帳と農地に関する地図について、農地法により公開するとされた一部の情報をインターネット上で閲覧できるサイト



※農地台帳上の地番及び地目・面積等各種分類の表示も可能

※衛星写真の撮影時期は公開されていないので注意

※使用料等が発生する場合には、交付金の活用が可能

② 管理者が定められた施設の保全管理

法令等において管理者が定められた施設（例えば、道路法第十六条に基づき市町村が管理する市町村道）の一部（法面等）を、慣行として活動組織が水路等の施設と一体的に管理している場合は、共同活動の対象とすることを可能（資源向上支払（長寿命化）は除く。）としています。

この場合は、原則として施設管理者との覚書や協議記録簿等の書面により管理区分等を明確にしてください。

(2) 組織の広域化・体制強化の計画

広域活動組織の設立又は活動組織の特定非営利活動法人化（NPO法人化）を行う場合は、その実施予定年度を記入します。

2. 組織の広域化・体制強化の計画 (計画がない場合、この項目への記入は不要です)

	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化
実施予定年度	令和 7 年度	令和 11 年度

※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に関する法人のことです。

令和5年度まで組織の広域化・体制強化に対する支援を受けており、経過措置を適用して加算措置を受ける場合は、「4. 加算措置」の様式を記入してください。

この欄は、市町村担当者と相談及び確認の上、組織の情報を記入してください。

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数

農業地域類型 都市的地域 平地農業地域 中間農業地域 山間農業地域

地域振興立法の適用 特定農山村 振興山村 過疎 半島

離島 沖縄 奄美群島 小笠原諸島

指定棚田地域の該当状況

交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払

資源向上支払 (共同)

資源向上支払 (長寿命化)

※交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の算定の対象とする区域（対象農用地）内に、都道府県知事が策定する「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地が含まれる場合には、対象農用地面積を記載します。（令和元年度より資源向上支払交付金も対象）

青森県知事が策定する「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地の例

- ・生産緑地法第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区内に存する農地
- ・地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地
- ・多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内の農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地（但し、対象農用地に占める割合は50%以下であること）

加算措置

加算措置を受ける場合は、活動計画書に「4. 加算措置」の様式を添付してください。

(1) 資源向上支払(共同)の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援(令和元年度拡充)

組織が多面的機能の増進を図る活動の活動項目を増加させる場合、資源向上支払交付金において単価の加算を行います。新たに本活動に取り組む場合は、2つ以上の活動項目が必要です。

【加算対象となる例】

直近の活動計画 活動項目数0 → 新たな活動計画 活動項目数2以上

直近の活動計画 活動項目数1 → 新たな活動計画 活動項目数2以上 等

【加算対象とならない例】

直近の活動計画 活動項目数0 → 新たな活動計画 活動項目数1

直近の活動計画 活動項目数2 → 新たな活動計画 活動項目数2以下 等

(2) 資源向上支払(共同)の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

適用条件の確認

多面的機能の増進を図る活動の活動項目数

活動を継続中の組織のみ記入します。

↓ 活動を継続中の組織のみ記入

項目	本事業計画の取組	前年度又は変更前の取組
遊休農地の有効活用	○	
鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化		
地域住民による直営施工		
防災・減災力の強化		
農村環境保全活動の幅広い展開	○	○
やすらぎ・福祉及び教育機能の活用		
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化		
都道府県、市町村が特に認める活動		

新たな活動計画において、実施する増進活動の取組に○を記入してください。

※様式に従い交付額を記入してください。加算措置の詳細については、「多面的機能支払交付金のあらまし」P. 9、10加算措置を参照してください。

ポイント(令和6年度改正) 加算措置の一部廃止について

令和6年度より、加算措置のうち「農村協働力の深化に向けた活動への支援」及び「組織の広域化・体制強化への支援」が廃止されました。

なお、令和5年度に上記の加算措置を受けている組織は、経過措置が適用される場合がありますので、詳しくはお住まいの市町村までお問い合わせください。

ポイント（令和6年度改正）加算措置の一部廃止について

令和6年度より、加算措置のうち「農村協働力の深化に向けた活動への支援」及び「組織の広域化・体制強化への支援」が廃止されました。

なお、令和5年度に上記の加算措置を受けている組織は、経過措置が適用される場合がありますので、詳しくはお住まいの市町村までお問い合わせください。

V 活動の報告

活動組織は、毎年度、活動計画に定められている事項の実施状況を取りまとめ、市町村長に報告します。

活動組織

(1) 実施状況の取りまとめ

毎年度の活動終了後に、活動の実績を実施状況報告書に取りまとめます。

→52ページを参照(様式第1-8号)

実施状況報告書は、日々記録した活動記録及び金銭出納簿に基づき作成します。

複数集落から構成される活動組織については、必要に応じて「多面的機能支払交付金に係る実施計画、活動報告及び活動組織による活動報告確認票」を集落毎に取りまとめてください。

→58ページを参照(別記1-5様式第1号)

(2) 実施状況報告書の提出

実施状況報告書は、次の書類を添付し市町村長に提出します。

- 活動記録 →38ページを参照(様式第1-6号)
- 金銭出納簿 →44、45ページを参照(様式第1-7号)
- その他必要な書類(総会議事録、点検記録簿、研修資料等)
→提出資料は、市町村にお問い合わせください。

市町村

(3) 実施状況のとりまとめ確認

市町村は、活動計画書に定められた事項の実施状況について、書類確認及び現地確認により行います。

確認に当たっては、実施状況確認チェックシートを活用します。

活動組織

(4) 次年度の年度活動計画の策定

市町村が実施状況の確認に用いたチェックシートは、活動組織に送付されます。

チェックシートには、市町村が確認を実施した際の所見が記載されているので、次年度の年度活動計画策定時の参考としてください。

新たに遊休農地の発生が判明した場合は、その農用地を解消すべき遊休農地として位置付けるなど、活動計画(全体版)の変更を行う必要があります。

※ 毎年度の活動報告とは別に、地域資源の適切な保全管理のための推進活動及び多面的機能の増進を図る活動に取り組む活動組織は、認定を受けている事業計画の開始年度から起算して4年目にこれらの活動の実施状況や効果の発現状況等について自己評価を行い、市町村に報告する必要があります。(自己評価の詳細については市町村にお問い合わせください。)

優良事例について

農林水産省では、HPにおいて第三者委員会の資料等をもとに作成した優良事例集（228事例）を掲載しています。

多面的機能支払交付金 優良事例集（令和6年5月掲載版）



取組と関連のあるSDGs目標を表示

地域資源の適切な保全管理の推進 平地農業地域

しみず環境保全広域協定 (北海道清水町)

【地区概要】※R4年度時点
 ・認定農用地面積 6,013ha (畑 4,090ha、草地 1,923ha)
 ・資源量 水路 106km、農道 102km
 ・主な構成員 農業者、自治会、女性会、子供会
 ・交付金 約 60百万円 (R4)

【取組内容】

- 事務作業の委託により、負担軽減を図るとともに、町内の9組織が広域化することにより組織体制の強化を図った。
- 保全活動（土砂上げ、法面補修、敷砂利等）の外注等による大規模組織ならではの維持補修体制を構築。

【取組の効果】

- 事務作業の委託により農業者の事務負担の軽減が図られ、保全活動や営農に専念することが可能。
- 広域化後は各組織の代表者による点検で補修箇所を決定して、適期の対応が可能となった。

○多面的機能支払交付金 優良事例集目次

都道府県	市町村	活動組織名	事例	① 地域資源の適切な保全管理	② 農業用施設の機能増進	③ 農村環境の保全・向上	④ 自然災害の防災・減災・復旧	⑤ 農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献	⑥ 構造改革後押し地域農業貢献
北海道	清水町	しみず環境保全広域協定	地域資源の適切な保全管理の推進	●					
北海道	栗山町	栗山町多面的機能推進協議会広域協定	農業用施設の機能増進		●				
		中央・上川管内広域資源	農村環境の保全・向上の推進			●			
			自然災害の防災・減災・復旧の推進				●		
			農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献					●	

掲載する目次から調べたいカテゴリを確認し、事例を検索

交付金の解説動画について

活動組織の体制強化や、推進組織の業務効率化・省力化に貢献できるよう多面的機能支払交付金に係る研修教材用動画を作成しました。

多面的機能支払交付金利用の手続 (動画：14分)

多面的機能支払交付金の交付を受けるにあたって、活動の手順や申請書類などについて解説した動画です。



多面的機能支払交付金でできること (動画：18分)

多面的機能支払交付金を活用して、どのような共同活動に取り組むことができるのかを解説した動画です。



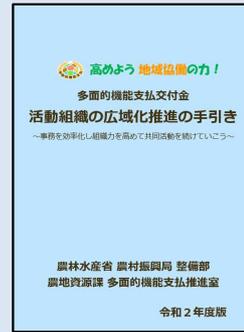
多面的機能支払交付金活動組織の 広域化のすすめ (動画：20分)

最上町広域協定の事例をもとに関係者へのインタビューを行い、広域化のプロセスを解説した動画です。



手引きなどの活用について

農林水産省HPでは、広域活動組織の設立までの流れをまとめた「活動組織の広域化推進の手引き」や直営施工のメリットをまとめた「直営施工のすすめ」を掲載していますので、ご活用ください。



学習教材の活用について

学習マンガ

次世代を担う子どもたちへ、農業や農村の大切な役割を広く伝えるため、「農業学習」に活用できる教材を制作しました。全国の教育現場やご家庭でぜひご活用ください！



▲「草刈りは地球を救う」
～SDGs達成につながる農村の共同活動～

動画

子どもたちが田んぼの持つ大切な役割や魅力を楽しく学べる学習動画を作成しました。農業学習や田植え体験の事前学習、家庭学習の教材としてご視聴いただけます！



▲ のぞいてみよう！田んぼの世界

ぜひQRコードを読み取ってご覧ください！

多面的機能支払メールマガジン

農村ふるさと保全通信

月1～2回程度配信しています。
ぜひ、登録してください！

多面的機能支払の活動組織の紹介や、制度情報、活動に役立つ技術など、活動組織や自治体、推進組織等の皆様にとって有益となる情報を配信しています。

【配信申し込み】

配信を希望される方は、以下のアドレスまたはQRコードからご登録ください。
(<https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html>)



SDGs（持続可能な開発目標）とは貧困、気候変動や紛争など世界中の問題の解決を目指す目標のことで、2015年に世界中の国々が集まって話し合う国連総会で決定されました！



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本交付金とSDGsの関わりがより詳しく記載されております。ぜひQRコードを読み取ってご覧ください!!



多面的機能支払の活動は農業・農村の持続的発展を通じて17の目標のうち15の目標（目標2～9、11～17）達成に貢献しています。下記の事例を見てみましょう！

共同活動の例

例1) 生き物調査



活動組織と地域の子も達等が田んぼや水路に生息する生き物を観察する取組。

例2) 草刈り・泥上げ



農地やため池周辺の草刈りと水路の泥上げをする取組。

活動の企画・運営の例

例3) 多様な人材が参画した活動



非農業者や女性や子ども等多様な人材が植栽活動等の活動に参加することや、組織の運営に関わる等の取組。

活動による効果

①地域の学校等と連携することで子ども達に農業生産活動が生態系保全につながっていると学ぶことができる。

②世代間との交流により、コミュニティが形成・強化され、地域の自然環境が保全されることにつながる。

①安定的な農業生産にとって必要不可欠な農地や水路、ため池などを適切に保全管理している。

②保全管理が行き届いていることで異常気象時等の被害軽減につながる。

老若男女、地域内外問わず、女性や子どもが活動組織の計画策定や運営等に参画し、多様な主体の活躍の場を創出することで、関係人口が拡大し、農村振興へつながる。

SDGsへの貢献

※多面版SDGsの目標文になっています



目標4
地域内外の人に質が高い教育、生涯学習の機会を提供する。



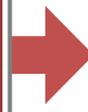
目標11
住み続けられる地域を作る。



目標2
持続可能な農業生産を支える。



目標13
気候変動及びその影響を軽減するための対策を実践する。



目標3
やすらぎや福祉の機会を提供する。



目標16
多様な主体の参画による地域づくりを促進する。